

防衛省訓令第291号

情報業務の実施に関する訓令を次のように定める。

令和6年8月30日

防衛大臣 木原 稔

情報業務の実施に関する訓令

改正 令和7年3月21日省訓令第34号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 防衛省情報委員会（第3条－第10条）

第3章 情報業務の実施（第11条－第14条）

第4章 施設の管理等の業務の支援（第15条）

第5章 防衛諸計画の作成等に伴う見積もり（第16条－第18条）

第6章 中期情報能力整備計画等（第19条－第21条）

第7章 雑則（第22条－第24条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、防衛省における情報業務に係る組織及び機能の充実及び強化のための各種施策を推進するとともに、防衛省の情報業務に係る組織相互の緊密な連携を確保し、もって防衛省における情報業務を円滑かつ効果的に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報業務 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第4号に規定する事務をいう。
- (2) 情報保全業務 情報業務のうち、秘密保全、隊員保全、組織・行動等の保全及び施設・装備品等の保全並びにこれらに関連する業務をいう。
- (3) カウンターインテリジェンス 情報保全業務のうち、外国情報機関による防衛省に対するちょう報（盗聴、窃取、協力者からの情報収集等により、合法

非合法を問わず防衛省の情報を不正に入手しようとすることをいう。)による情報の漏えいその他の被害を防止することをいう。

(4) 各幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。

(5) 各幕僚監部 陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部をいう。

(6) 部隊等 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関のうち防衛大臣直轄のもの又は共同の部隊(自衛隊法(昭和29年法律第165号)第21条の2第1項及び第2項に規定する部隊をいう。)をいう。

(7) 施設等機関等 防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。

(8) 整備計画 閣議において決定される防衛力整備計画をいう。

第2章 防衛省情報委員会

(防衛省情報委員会の設置)

第3条 防衛省における情報業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を審議することを目的として、防衛省に防衛省情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会に対する防衛大臣の指示)

第4条 防衛大臣は、必要に応じて、委員会に対し、防衛省における情報業務に関する事項について審議を指示する。

(委員会の構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、事務次官をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 防衛審議官

(2) 大臣官房長

(3) 防衛政策局長

(4) 人事教育局長

- (5) 情報業務に関する事項を整理する防衛政策局次長
- (6) 委員長の指名する大臣官房審議官
- (7) 統合幕僚長
- (8) 陸上幕僚長
- (9) 海上幕僚長
- (10) 航空幕僚長
- (11) 情報本部長
- (12) 防衛装備庁長官
- (13) その他委員長の指名する者

5 委員長は、必要に応じ、自衛隊情報保全隊司令に出席を求めることができる。

6 委員長は、議案の性質により委員を限定する必要があると認めるときは、第4項に掲げる委員のうち一部の者をもって委員会を開催することができる。

7 委員長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(情報運営幹事会の設置等)

第 6 条 委員会の審議に資するため、委員会の下に、情報運営幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は防衛政策局長を、副幹事長は情報本部長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、会務を総理し、副幹事長は幹事長を補佐する。

5 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 委員会の委員である防衛政策局次長

(2) 委員会の委員である大臣官房審議官

(3) 統合幕僚監部総務部長

(4) 統合幕僚監部運用部長

(5) 統合幕僚監部防衛計画部長

(6) 陸上幕僚監部防衛部長

(7) 陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部長

(8) 陸上幕僚監部警務管理官

(9) 海上幕僚監部総務部長

(10) 海上幕僚監部防衛部長

(11) 海上幕僚監部指揮通信情報部長

(12) 航空幕僚監部総務部長

(13) 航空幕僚監部防衛部長

(14) 航空幕僚監部運用支援・情報部長

(15) 第14条第3項の規定に基づき情報本部長が指名した情報官

(16) 情報本部情報保全官

(17) 防衛装備庁装備政策部長

(18) その他幹事長の指名する者

6 幹事長は、必要に応じ、自衛隊情報保全隊副司令に出席を求めることができる。

7 幹事長は、議案の性質により幹事を限定する必要があると認めるときは、第5項に掲げる幹事のうち一部の者をもって幹事会を開催することができる。

8 幹事長は、関係のある防衛省職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

9 幹事長は、必要があると認めるときは、委員会の委員長に委員会の開催を求めることができる。

(審議事項)

第7条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 防衛省における情報業務の実施に関する事項（次号に掲げる事項を除く。）
- (2) 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第40条に規定する紛失その他の事故及び第40条の2に規定する不適切な取扱いに関する事項
- (3) 防衛省の情報業務に係る組織及び機能の充実及び強化のための各種施策に関する事項
- (4) 防衛省の情報保全業務の運営の基本に関する事項
- (5) 情報本部の業務の運営の基本に関する事項
- (6) 内閣官房内閣情報調査室カウンターインテリジェンス・センターとの連携に関する事項
- (7) その他防衛大臣の指示した事項

2 委員会において審議する事項は、あらかじめ幹事会

の審議を経ることを原則とする。

（情報業務及び情報保全業務実施指針の作成）

第 8 条 委員会は、毎年度、情報業務（情報保全業務を除く。）の実施に係る指針（以下「情報業務実施指針」という。）及び情報保全業務の実施に係る指針（以下「情報保全業務実施指針」という。）をそれぞれ作成するものとする。ただし、指針に重要な修正を加える必要が生じた場合には、指針を修正することができる。

（自衛隊情報保全隊の運営の基本方針の作成）

第 9 条 統合幕僚長は、委員会の審議を経て、情報保全業務実施指針に基づく自衛隊情報保全隊の運営の基本方針（以下「運営の基本方針」という。）を、情報保全業務実施指針の作成に併せて作成するものとする。

2 前項の規定は、情報保全業務実施指針の修正に伴う運営の基本方針の修正について準用する。

（防衛大臣への報告）

第 10 条 委員会は、第 4 条に規定される防衛大臣の指

示が行われた場合又は委員長が必要と判断した場合に
は、委員会の審議内容その他の事項をとりまとめ、防
衛大臣に報告するものとする。

(委員会及び幹事会の庶務)

第 1 1 条 委員会及び幹事会の庶務は、防衛政策局調査
課において処理する。

第 3 章 情報業務の実施

(情報業務の実施)

第 1 2 条 防衛大臣は、必要に応じて、統合幕僚長、各
幕僚長又は情報本部長に対し、情報業務（情報保全業
務を除く。）の実施に関する指示を行う。

2 統合幕僚長及び各幕僚長は、前項に規定される防衛
大臣の指示及び情報業務実施指針に基づき、情報業務
（情報保全業務を除く。）を実施するものとする。

3 情報本部長は、第 1 項に規定される防衛大臣の指示
及び情報業務実施指針に基づき、情報本部に対する情
報支援に係る要求を踏まえ、情報業務（情報保全業務
を除く。）を実施し、当該業務から得られた情報の速

やかな提供等、所要の部署に対する情報支援を実施するものとする。

4 防衛大臣は、必要に応じて、統合幕僚長、各幕僚長及び施設等機関等の長（防衛省本省の内部部局にあっては官房長又は局長をいう。以下同じ。）に対し、情報保全業務の実施に関する指示を行う。

5 統合幕僚長、各幕僚長及び施設等機関等の長は、前項に規定される防衛大臣の指示及び情報保全業務実施指針に基づき、情報保全業務を実施するものとする。

（相互協力等）

第13条 統合幕僚長、各幕僚長及び情報本部長は、本訓令の目的に照らし、情報業務（情報保全業務を除く。）に関し相互に協力するものとする。

2 統合幕僚長、各幕僚長及び施設等機関等の長は、情報保全業務を実施する際は、当該業務の重要性及び特殊性に鑑み、自衛隊情報保全隊と緊密に連携し、情報保全業務を円滑かつ効果的に実施するものとする。

（統合運用に必要な情報支援の実施）

第 1 4 条 情報本部は、統合運用による円滑な任務遂行に資するため、統合幕僚監部に対し、情報本部組織規則（平成 9 年総理府令第 1 号）第 8 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事務の実施等を通じて、統合幕僚監部による所掌事務の遂行に必要な情報支援を行うものとする。

2 情報本部は、統合運用による円滑な任務遂行に資するため、部隊等に対し、統合幕僚長の監督を受ける隊務の運営に必要な情報支援を行うものとする。

3 情報本部長は、前 2 項に規定する情報支援に係る業務を総括整理する情報官を指名するものとする。当該情報官は、統合幕僚長と密接に連携し、統合幕僚監部がその所掌事務の遂行に必要とする情報支援を適時適切に実施する責務を有する。

4 統合幕僚長は、統合幕僚監部の所掌事務の遂行に必要な情報支援について、情報官を通じて情報本部長に対し要求することができる。

5 部隊等の長は、統合幕僚長の監督を受ける隊務の運

営に必要な情報支援について、情報官を通じて情報本部長に対し要求することができる。

（統合幕僚監部、各幕僚監部及び部隊等と情報本部との関係）

第 1 5 条 統合幕僚監部及び各幕僚監部は、その所掌事務の遂行に伴い情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。

2 部隊等は、統合幕僚長又は各幕僚長の監督を受ける隊務の運営に伴い情報本部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに情報本部に当該情報を提供するものとする。

3 情報本部長は、前 2 項に規定する情報の提供について、統合幕僚長、各幕僚長又は当該部隊等の長に対し要求することができる。

4 情報本部長は、情報収集に必要と判断した場合には、統合幕僚長に対し、警戒監視活動の実施等、情報収集のために必要な措置を要求することができる。

- 5 統合幕僚長は、情報本部長から前項に規定する要求を受けた場合、部隊等の状況を勘案の上、当該措置の実施の可否について総合的に判断し、所要の措置を講ずるものとする。
- 6 情報本部は、その所掌事務の遂行に伴い各幕僚監部が必要とする情報を入手した場合には、速やかに各幕僚監部に当該情報を提供するものとする。
- 7 各幕僚長は、前項に規定する情報の提供について、情報本部長に対し要求することができる。

第4章 施設の管理等の業務の支援

（施設の管理等の業務の支援）

第16条 統合幕僚長及び各幕僚長は、情報本部がその情報業務を十分に実施し得るよう、情報本部における次の各号に掲げる業務の実施について、所要の支援を行うものとする。ただし、統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長との協議によりその必要がないと認められた場合には、この限りでない。

- (1) 施設の管理に関すること。

- (2) 警備に関する事。
- (3) 施設の防火に関する事。
- (4) 給養に関する事。
- (5) 衛生に関する事。
- (6) 電話施設の管理及び運営に関する事。
- (7) その他統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長との協議により定められた事項に関する事。

2 前項の支援の内容については、統合幕僚長又は各幕僚長と情報本部長とが協議して定める。

第5章 防衛諸計画の作成等に伴う見積り

(情報本部の作成する見積り)

第17条 情報本部は、防衛諸計画の作成等に関する訓令（平成27年防衛省訓令第32号。以下「諸計画訓令」という。）第3条第1項各号に規定する事項のうち、次の各号に掲げるものに資するため、それぞれ当該各号に定める見積りを作成するものとする。

- (1) 能力評価及び統合的な運用構想 長期情報見積り

(2) 防衛、警備等に関する計画 内外の諸情勢に関する見積り

(長期情報見積り)

第 18 条 長期情報見積りは、諸計画訓令第 6 条に規定する能力評価の実施及び第 7 条第 2 項に規定する統合的な運用構想の見直しに資することを目的とし、原則としてその作成する年度以降おおむね 10 年間を対象とし、我が国の安全保障に影響を及ぼす内外の諸情勢について見積もるものとする。

2 情報本部長は、内外の諸情勢の変化に応じ、長期情報見積もりを不断に見直すものとする。

3 情報本部長は、防衛政策局長と協議の上、長期情報見積りの作成又は見直しを行い、防衛大臣に報告するものとする。

4 情報本部長は、長期情報見積りの作成に当たっては、装備品等の研究開発に関する訓令（平成 27 年度防衛省訓令第 37 号）第 7 条の規定により防衛装備庁長官が作成する技術動向見積りを参考とするものとする。

（防衛、警備等に関する計画の作成に資するための見
積り）

第 19 条 第 17 条第 2 号に規定する内外の諸情勢に関
する見積りの作成等に関し必要な事項は、別に定める。

第 6 章 中期情報能力整備計画等

（中期情報能力整備計画の作成等に係る防衛大臣の指
示）

第 20 条 防衛大臣は、新たに整備計画が決定された場
合、情報本部長に対し、中期情報能力整備計画の作成
を指示するとともに、作成に当たっての指針とすべき
事項を示す。

2 防衛大臣は、整備計画が見直された場合には、必要
に応じ、情報本部長に対し、中期情報能力整備計画の
見直しについて指示する。

（中期情報能力整備計画）

第 21 条 中期情報能力整備計画は、原則としてその作
成する年度以降おおむね 5 年間を対象とし、整備計画
及び内外における科学技術のすう勢を踏まえて、情報

本部が対象期間内に保持すべき情報機能・情報能力を明らかにし、これを達成するための各諸施策の計画的実施を図ることを目的とする。

- 2 情報本部長は、防衛大臣から前条第1項又は第2項の規定により指示があったときは、速やかに中期情報能力整備計画を防衛政策局長と協議の上作成し、又は見直し、防衛大臣に報告するものとする。
- 3 情報本部長は、中期情報能力整備計画に対する業務実施の進行の度合い、その能率及び業務実施中に生じた重要な事項等を常に分析検討し、次期整備計画の作成に向けた適切な時期に委員会に報告するものとする。

（情報本部の年度業務計画）

第22条 情報本部の年度業務計画は、中期情報能力整備計画等を参考として、当該業務計画の対象とする年度において実施すべき情報能力の整備、維持等に係る事項について、その達成の目標及び方途を明らかにし、予算の見積り及び執行の基礎とすることを目的とする。

- 2 情報本部の年度業務計画は、次の各号に掲げるもの

をもって構成する。

(1) 基本計画 計画の方針に準拠して、努めて具体的に表示した達成目標及び達成方途

(2) 細部計画 前号以外のものについて、情報本部長の定める区分に従い、達成目標並びに必要な応じて、その実施の時期及び所要の人員、資材、経費、法令等を具体的に表示した手順を含む達成方法

3 情報本部長は、毎年度、基本計画についてはその計画の対象とする年度の前年度の所要の時期までに概算要求の基礎となる計画案を作成し、予算の成立後、直ちに、必要な応じて所要の修正を行い、原則として当該年度開始前に、防衛大臣の承認を得るものとし、細部計画については所要の時期までに作成し、防衛大臣に報告するものとする。

4 情報本部長は、基本計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上、防衛大臣の承認を得るものとし、細部計画に重要な修正を加える必要が生じた場合には、速やかに、修正の上、防衛大

臣に報告するものとする。

- 5 情報本部長は、情報本部の年度業務計画に対する業務実施の進行の度合、その能率及び業務実施中に生じた重要な事項等を常に分析検討し、計画とその実施を調整するとともに、実施した結果を当該年度終了後、速やかに、防衛大臣に報告するものとする。

第 7 章 雑則

（情報の保全）

第 23 条 委員会、幹事会の構成員、自衛隊情報保全隊司令及び自衛隊情報保全隊副司令並びに第 5 条第 7 項及び第 6 条第 8 項の規定により協力を求められた職員は、この訓令の実施に際して知り得た情報が漏洩することのないよう、関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

（委任規定）

第 24 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和 6 年 8 月 3 0 日から施行する。

2 次の各号に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 情報業務の実施に関する訓令（防衛庁訓令第 2 1
号）

(2) 情報保全業務の実施に関する訓令（防衛庁訓令第
7 号）